

令和6年1月31日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官（建築企画担当）付  
代表 03-5253-8111

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件等の  
一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年11月17日（金）から12月16日（土）までの期間において、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集  
に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方**

※2の個人・団体から合計2件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

<b>パブリックコメントにおける主なご意見等</b>	<b>国土交通省の考え方</b>
告示のどの条項が改正されるのか。	平成12年建設省告示第1415号第1第1号～第4号並びに平成12年建設省告示第1429号第1第1号～第4号及び第2第1号です。